

令和2年7月10日

## ▼タイトル

指名競争入札等に係る業者の指名停止について

## ▼概要

高島市建設工事等指名停止要領に基づき指名停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

### 記

1. 指名停止措置業者 株式会社 橋本工務店  
(滋賀県長浜市西浅井町大浦217番地1)

2. 指名停止の理由 指名停止要領第2条 別表第2 第8項(2)  
【談合等】

株式会社 橋本工務店の代表取締役が、滋賀県発注の工事の入札をめぐり、県職員から同工事の予定価格に関する情報を受け、その情報を元に入札に参加し公正な入札を妨害したとして、令和2年6月24日、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されました。

このことは、高島市建設工事等指名停止要領に定める措置要件に該当することから指名停止とします。

3. 指名停止期間 令和2年7月10日から  
令和4年1月9日まで(18か月)

## ▼問い合わせ先

- 所 属： 総務部 契約検査課
- 担 当： 赤崎
- 電話番号：0740(25)8501
- ファックス：0740(25)8100

高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

別表第2（第2条関係）

<p>（談合等）</p> <p>8 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する業務に関し、競売入札妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。）または談合（同条第2項に規定する罪をいう。）の容疑により逮捕、書類送検または起訴されたとき。</p> <p>（1）市</p> <p>（2）<u>県内の他の公共機関</u></p> <p>（3）近畿府県および隣接県内の公共機関</p> <p>（4）近畿府県および隣接県外の公共機関</p>	<p>24月</p> <p><u>18月</u></p> <p>12月</p> <p>6月</p>
--	---